

平成29年度 千葉県鳥獣保護区等位置図 (南部地区)

狩猟者登録証の返納
鳥獣の捕獲報告 } は3月15日まで

狩猟事故・違反の防止に細心の注意を!!

この図面は保護区等の位置を示したものです。万一区域が明確に判別できないときは標識を確認するとともに地元狩猟者又は県出先機関におたすください。

千葉県内では狩猟期間中も有害鳥獣の捕獲が実施されていますので、狩猟を行う際は十分に注意ください。

重大事故防止のため、大粒散弾(6・9・15粒)の使用は自粛していただきますよう、御協力をお願いします。

お願い
足輪ついた鳥獣を捕獲、拾得されたときは、その場所と足輪のナンバリングなどを下記「狩猟についてのおたすね先」へお知らせ下さい。

(注意事項)

- 千葉県では、キツネ、メスヤマドリ、メスキジの捕獲が禁止されていますので捕獲しないでください。
- 日12時から、香取市や田舎地域での銃撃は、銃撃が使用できなくなるので注意してください。銃撃に際しては、狩猟地及び周辺の標識を十分に確認してください。
- 同時に131番以上のものを使用する方法、とらばさみ及び規定の標識を付けない網又はわなを使用する方法で狩猟することができません。違反すると罰金ありですのでご注意ください。
- 「網(わな)」は法定標識のため、使用する場合は狩猟者登録が必要となります。(例外規定有り)
- 禁止されている標識等(標識又は数値を用い、以下同じ。)方法
1. ネットや平足及びワナや罠等の網標識を組立てたもの、はり標識を使用する方法。(はり標識を作ることによってはり網を動かして捕獲する方式を除く。)
- 2. 1枚の長さか10センチの長さ又は、これより1枚の長さか10センチを使用する方法。
- 3. 飛行中の飛行標識又は進行中の自動車又はオートバイの上から飛行中のオートバイの上から銃撃を使用する方法。
- 4. 標識の一部として7センチ以上の長さを定めておくことのできる弾倉のある銃撃を使用する方法。
- 5. 夜間銃撃であるライフル銃(ビスマ、フナノリ、インシ及びニコシガキ)にあっては、1枚の長さか5センチメートル以下のワナを除く(網)を使用する方法。(網では、ライフル銃の使用は禁止されています。)
- 6. 空気銃標識を使用する方法。
- 7. 同時に131番以上のものを使用する方法。
- 8. 鳥獣及びニコシガキの網標識を組立てたもの、はり標識を使用する方法。(はり標識を作ることによってはり網を動かして捕獲する方式を除く。)
- 9. インシ及びニコシガキの網標識を組立てたもの、はり標識を使用する方法。(はり標識を作ることによってはり網を動かして捕獲する方式を除く。)
- 10. 網(わな)の網目(網)は、網目及び網目が組立てたもの、はり標識を使用する方法。(はり標識を作ることによってはり網を動かして捕獲する方式を除く。)
- 11. 網(わな)の網目(網)は、網目及び網目が組立てたもの、はり標識を使用する方法。(はり標識を作ることによってはり網を動かして捕獲する方式を除く。)
- 12. 犬に咬みつかせることにより捕獲する方式又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは縛る、法定標識以外の方法により捕獲する方法。
- 13. 動物のある土地や干す、掘る他国境のある土地での狩猟は、占有者の承諾が必要で、
- 14. コーヒーカップ等電気音響器を使用してヤマドリ、キジ(コウライギキョウを含む。)
- 15. 必ず手動を使用する方法。
- 16. 住所、氏名、知事名、登録年度及び登録番号を縦書き1センチメートル以上の文字で記載した金属又はプラスチック製の標識を、使用する猟具ごとに見やすい場所に表示しない網又はわなを使用する方法。

○ 狩猟についてのおたすね先(図中※印)

番号	名称	所在地	電話番号
1	環境生活部自然保護課	千葉市中央区市場町1-1	043(223)2972
2	葛南地域振興事務所	船橋市大町1-3-1 ファーステ	0474(424)8092
3	東葛飾地域振興事務所	松戸市小根4-7	047(361)4048
4	印旛地域振興事務所	佐倉市御木村町東1-1	043(483)1447
5	香取地域振興事務所	香取市北原1-92-11	0478(54)7505
6	海豊地域振興事務所	旭市1-1997-1	0479(64)2825
7	山武地域振興事務所	東金市御新1-11	0475(55)3862
8	長生地域振興事務所	茂原市坂原1102-1	0475(26)6731
9	夷隅地域振興事務所	夷隅郡大多喜町第414	0470(82)2451
10	安房地域振興事務所	山本北条402-1	0470(22)8711
11	荻津地域振興事務所	木更津市貝33-13-34	0438(23)2285

○ 狩猟鳥獣の捕獲禁止

鳥獣の種類	捕獲禁止	区域	期間
メスヤマドリ及びメスキジ	一 全国(その捕獲禁止区域内に含む)	千葉県全域	平成29年3月15日から平成30年3月15日まで
キツネ	一 千葉県全域	千葉県全域	平成29年11月1日から平成30年3月15日まで
メスキジ	一 千葉県全域	千葉県全域	平成29年11月1日から平成30年3月15日まで

国指定鳥獣保護区(1箇所)

○ 県指定鳥獣保護区(59箇所) ※国指定

県指定鳥獣保護区(59箇所)

2	印旛沼北部	河	成田市、印西市、栄町	集団	626	24.11.1~34.10.31	北
3	市津	河	市原市	森林	724	27.11.1~37.10.31	南

特定猟具使用禁止区域(銃器)(1箇所)

93	木更津市清川	木更津市	502	27.11.1~37.10.31	南部
94	太平洋クラブ琵琶コース	市原市	103	28.11.1~38.10.31	南部

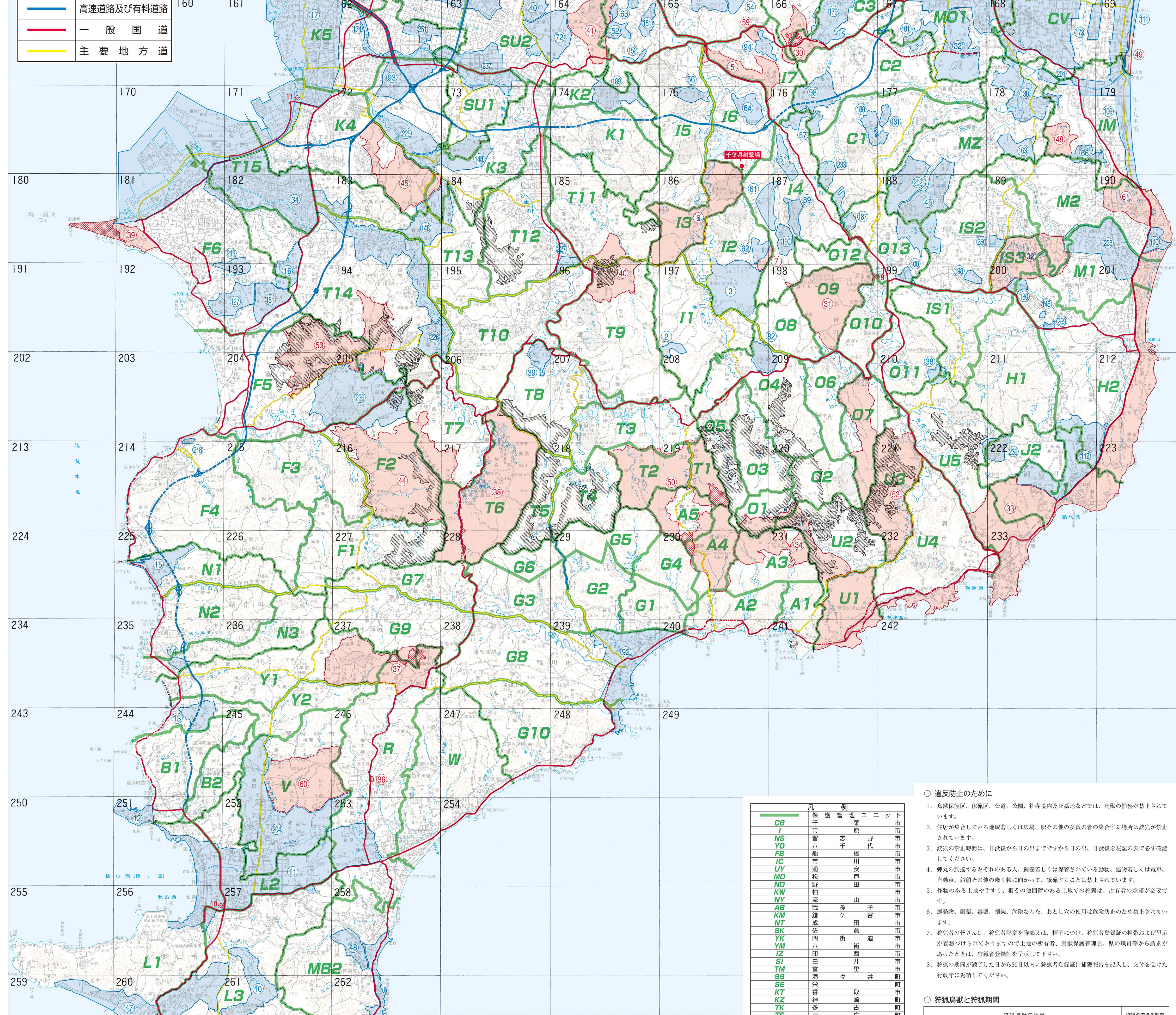
指定猟法禁止区域(鉛散弾)(1箇所)

98	野見金	〃	長南町	374	28.11.1~38.10.31	南部	
100	森宮	〃	大多喜町、いすみ市	43	28.11.1~38.10.31	南部	

- 凡 例
- 鳥 獣 保 護 区
- 特 別 保 護 地 区
- 特定猟具使用禁止区域(銃器)
- 特定猟具使用禁止区域(鉛散弾)
- 指定猟法禁止区域(鉛散弾)
- コ ル フ 場 等
- 国 有 林
- 高速道路及び有料道路
- 一 般 国 道
- 主 要 地 方 道

海上での狩猟について
海上における行政境界は明確でないで、都・県界付近で狩猟する場合は両都県の狩猟免許を携帯すること。

水面地域で狩猟する場合は漁具等を破壊しないよう注意して下さい。



263

1 : 100,000

千葉県における日出・日没時刻 (平成29年11月15日 - 平成30年3月15日)

年月日	日出	日没	年月日	日出	日没
2011.11.15	6:15	16:33	2012.12.1	6:37	16:26
16.11.15	6:16	16:32	17.12.1	6:38	16:27
17.11.15	6:17	16:32	18.12.1	6:39	16:27
18.11.15	6:18	16:31	19.12.1	6:40	16:27
19.11.15	6:19	16:31	20.12.1	6:41	16:27
20.11.15	6:20	16:30	21.12.1	6:42	16:27
21.11.15	6:21	16:30	22.12.1	6:43	16:27
22.11.15	6:22	16:29	23.12.1	6:44	16:27
23.11.15	6:23	16:29	24.12.1	6:45	16:27
24.11.15	6:24	16:28	25.12.1	6:46	16:27
25.11.15	6:25	16:28	26.12.1	6:47	16:27
26.11.15	6:26	16:28	27.12.1	6:48	16:27
27.11.15	6:27	16:27	28.12.1	6:49	16:27
28.11.15	6:28	16:27	29.12.1	6:50	16:27
29.11.15	6:29	16:27	30.12.1	6:51	16:27
30.11.15	6:30	16:27	31.12.1	6:52	16:27
1.12.1	6:31	16:26	2.12.1	6:53	16:27
2.12.1	6:32	16:26	3.12.1	6:54	16:27
3.12.1	6:33	16:26	4.12.1	6:55	16:27
4.12.1	6:34	16:26	5.12.1	6:56	16:27
5.12.1	6:35	16:26	6.12.1	6:57	16:27
6.12.1	6:36	16:26	7.12.1	6:58	16:27
7.12.1	6:37	16:26	8.12.1	6:59	16:27
8.12.1	6:38	16:26	9.12.1	7:00	16:27

CH	鉄	子	市
AH	旭	市	
TO	都	市	
SM	三	市	
OS	大	市	
SB	山	市	
CH	芝	市	
YH	芝	市	
MO	茂	市	
IM	井	市	
MZ	勝	市	
CV	長	市	
SH	長	市	
NG	長	市	
CS	長	市	
M-B-H	い	市	
O	太	市	
I	伊	市	
A-G	山	市	
B-R-V-H-Y-MB	南	市	
K	木	市	
T	若	市	
S	塩	市	
FU	福	市	

ゴイヤ、マサモ、カルガモ、コガモ、ヨシサギ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシロガモ、オキナガガモ、コサギ、クササギ、コノサ